

広島県告示第五百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項及び第一百零二条第三項の規定によつて、平成十九年五月九日次の付議事項について臨時県議会を広島市に招集する。

平成十九年五月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

付議事項

- 一 広島県監査委員の選任の同意について
- 二 専決処分報告